

自治会・行政区への加入促進に関する協定書の概要

1 協定の経緯

本市の自治会・行政区への加入率は、10年前の平成27年度の約77%に対し、令和7年度においては約65%と約12%減少している状況である。地域における課題が多様化・複雑化するなかで、自治会や行政区を中心とした地域コミュニティの力が重要であり、加入を促進する必要がある。

本市では、これまで市民総合窓口課（室）および建築指導課において、住民登録時や検査済証・認定通知書交付時に転入者、事業主および建築主等へ「自治会・行政区に加入しましょう」のチラシの配布や待合室等に「加入しよう！自治会・行政区」のぼり旗の設置、市ホームページにチラシの掲載を行うなど自治会・行政区加入に向けた啓発活動を行い、加入促進に努めてきたところである。その一方で、「自治会・行政区がどのような活動をしているかわからない」等の声も寄せられております。

今後、更なる加入促進を推進し、自治会・行政区の存続を維持するため、茨城県宅地建物取引業協会「古河・岩井支部」および全日本不動産協会茨城県本部「古河市内」、古河市行政自治会及び古河市の役割を明確にして、三者の協定を締結するものである。

2 役割分担

古河市行政自治会	○「行政自治会だより」の発行、のぼり旗の設置およびポスターの掲示、自治会加入促進強化月間（11月）における広報古河への活動内容の掲載および古河ケーブルテレビでの活動内容の放映を行い、加入促進に努める。 ○自治会・行政区を担う人材の育成、自治会・行政区の活動の一層の促進など、自治会・行政区の運営の充実・強化を図る。 ○宅建協会や古河市に届いた「加入連絡票」を、各自治会長・行政区長に取り次ぐ。
自治会・行政区	○各自治会・行政区に届いた「加入連絡票」に基づき、加入希望者および加入検討者に連絡をする。 その後、加入希望者および加入検討者宅に訪問する。
茨城県宅地建物取引業協会 古河・岩井支部 全日本不動産協会茨城県本部「古河市内」	○会員事業所の各店舗内に自治会・行政区加入促進ポスターの提示およびチラシを設置しPRを行う。 ○物件の売買、賃貸借又は仲介等に係る契約者などに対し、自治会・行政区加入促進チラシを活用し、自治会・行政区への加入勧奨に努め、加入希望者から「加入連絡票」の提出を受けた場合に、古河市行政自治会に送付する。
古河市 (市民協働課)	○転入手続き等の来庁者や開発行為の検査済証交付時に及び長期優良住宅建築等計画の認定通知書交付時の事業主、建築主等への加入促進チラシを配布し、自治会・行政区加入促進活動を行う。 ○市ホームページや広報誌等に自治会・行政区等の活動状況や加入促進記事を掲載する等、自治会・行政区未加入者への加入促進を図る。また、宅建協会および全日本不動産協会の会員事業所との活動内容も紹介する。

3 協定のイメージ

- (1) 宅建協会および全日本不動産協会の会員事業所において、自治会・行政区への加入案内を行い、市民に加入連絡票を手渡す。
- (2) 市民は、加入連絡票を宅建協会および全日本不動産協会または古河市行政自治会（市民協働課）に提出する。
- (3) 古河市行政自治会（市民協働課）は、加入連絡票を自治会・行政区に取り次ぐ。
- (4) 自治会長・行政区長は、市民に自治会・行政区の加入案内を行う。

4 加入連絡票の流れ

